

【会費改正のお知らせ】18歳以下の湖面利用・船舶登録手続きについて

1) 湖面利用会員の入会（2020年4月1日から18歳以下無料）

2020年4月1日から18歳以下は会費無料とします。

年会員および月会員（コンビニエンスストア等での取り扱い会員証）いずれも手続き不要です。

ただし、予め湖面利用規則を確認し、必ず湖面利用会員（A・B・Cいずれか）として入会している会員と同船してください。（規則違反があった場合、同船している湖面利用会員の責任となります。）

なお、18歳以下で小型船舶免許を所有し、自己所有以外の船舶（レンタルボート等）で早明浦ダム湖面に出る場合は、「特定会員」の手続きを行ってください。※手続きは下記をご確認ください。

2) 船舶の登録（変更無し）

船舶登録に関する手続きや登録料など変更はありません。

18歳以下であっても、当該会員が小型船舶免許を取得し自己所有の船舶にて早明浦ダム湖面を利用する場合は、これまで同様の船舶登録手続きを行い手数料納入してください。

■特定会員の手続きについて

- ・所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に提出してください。（メール、FAX、郵送可）
- ・特定会員は会費不要です。
- ・申込書は公式ウェブサイトからダウンロード出来ます。
- ・18歳以下の者で船舶免許を取得し、他者の船舶を借りて操船する場合は、小型船舶免許証の写しを添付してください。※自己所有の船舶で湖面にでられる場合は、船舶登録手続きを行ってください。その場合は、特定会員としての届出は不要です。
- ・当事務所にて書類確認の上、特定会員証を郵送いたします。

※特定会員とは、顧問・相談役ほか当会が任命する者となります。

※お手続きには1週間から10日間かかりますのでご了承ください。

月会員証取扱店では特定会員のお手続きはできませんのでご注意ください。

※19歳になった時点で、速やかに、通常の湖面利用会員としての入会手続きを行ってください。

特定非営利活動法人さめうらプロジェクト

〒781-3521 高知県土佐郡土佐町田井181番地

Tel.0887-70-1541 Fax.0887-70-1542 info@lovesameura.com <http://lovesameura.com/>